



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*1 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

272 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課)..... 2
273 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 3
274 地方卸売市場の廃止の許可	(食品流通課)..... 3
275 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出	(")..... 4
276 道路の区域変更	(道路保全課)..... 4
277 道路の供用開始	(")..... 4
278 道路の区域変更	(")..... 5
279 道路の供用開始	(")..... 5
280 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 5
281 "	(")..... 6
282 平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築住宅課)..... 8

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月13日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を削る。

第3条の2第2項第2号中「及び第3条第2項第3号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第5条第2項中「会計監査に関する事務」を「次の事務」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 会計監査に関すること。
- (2) 会計事務等の指導に関すること。

第12条中「4課」を「5課」に、「生活環境課」を「生活環境課
サイバー犯罪対策課」に改める。

第13条第10号中「子ども女性安全対策室」を「子供女性安全対策室」に改める。

第14条第1項中「子ども女性安全対策室」を「子供女性安全対策室」に改め、同条第2項中「子ども女性安全対策室」を「子供女性安全対策室」に改め、同項第1号及び第2号中「子ども」を「子供」に改める。

第15条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

- (8) 自動車警ら隊の運用に関すること。

第17条第2項に次の1号を加える。

(3) 警察用船舶の運用に関する事。

第18条の2第2項中「航空機」を「警察用航空機」に改める。

第18条の3の次に次の1条を加える。

第18条の4 地域指導課に、自動車警ら隊を附置する。

2 自動車警ら隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪が多発している地域における機動警ら等に関する事。

(2) 生活安全部長が特に命ずる業務の実施に関する事。

第20条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とする。

第20条の2を次のように改める。

第20条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) サイバーセキュリティ戦略に関する企画、総合調整及び実施に関する事。

(2) サイバー犯罪の捜査に関する事（他の部課室の所掌に属するものを除く。）。

(3) 犯罪の取締りのための電磁的記録の解析及び技術支援に関する事。

第25条第3号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号を削る改正規定並びに第3条の2第2項第2号、第13条第10号、第14条、第18条の2第2項及び第25条第3号の改正規定は、同年3月23日から施行する。

告 示

和歌山県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3061790063	株式会社なかまメディカ	サンケア訪問看護ステーション	和歌山県紀の川市古和田174-24	訪問看護 介護予防訪問看護	平成30.1.28
3071800258	合同会社アイリス	ヘルパーステーションアイリス	和歌山県岩出市吉田252-4	訪問介護 介護予防訪問介護	平成30.1.28
3071601102	社会福祉法人昭仁会双苑	エクササイズケアしみず園	和歌山県有田郡有田川町粟生710-4	介護予防通所介護	平成30.1.31
3071700854	株式会社ケアパートナーズ	デイサービスすみれ	和歌山県紀の川市東大井77-38	介護予防通所介護	平成30.2.1
3072400652	紀南地方老人福祉施設組合	養護老人ホーム椿園	和歌山県西牟婁郡白浜町椿1059-1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成30.2.4
3072300050	医療法人かなめ会	緑ヶ丘介護サービスセンター	和歌山県新宮市井の沢9-10	居宅介護支援	平成30.2.20

30715002 54	有限会社初島サイクルケ アサービス	有限会社初島サイクルケ アサービス	和歌山県有田市初島町浜 1090-4	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売 介護予防福祉 用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売	平成 30.2.28
30715005 85	社会福祉法人守皓会	ありだ橋苑在宅介護支援 センター	和歌山県有田市野639-2	居宅介護支援	平成 30.2.28
30712001 45	社会福祉法人高陽会	さくらの丘居宅介護支援 事業所	和歌山県紀の川市打田13 42-1 クルーセ1F	居宅介護支援	平成 30.3.1

和歌山県告示第273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス直川店
和歌山県和歌山市直川567番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成29年和歌山県告示第1374号
- 3 意見の概要
 - (1) 市道との出入口部については、車両及び歩行者等の安全対策のため、安全施設等の設置など所要の対策の検討を行ってください。
 - (2) 騒音規制法、振動規制法若しくは和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合又は水質汚濁防止法若しくは瀬戸内海環境保全特別措置法に該当する特定施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出又は許可申請を行ってください。3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づく届出を行ってください。
 - (3) 予測結果に反し、等価騒音レベルが周辺住居で環境基準値を上回り、住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
 - (4) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては、2日分以上を確保できる施設にしてください。）
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成30年3月13日から同年4月13日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第274号

卸売市場法（昭和46年法律第35条）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、公示する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者の氏名	開設者の住所	許可年月日
地方卸売市場新宮青果市場	新宮市徐福二丁目1番17号	新宮青果市場株式会社	新宮市徐福二丁目1番17号	平成30.2.28

和歌山県告示第275号

和歌山県卸売市場条例（昭和47年和歌山県条例第9号）第7条第2項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、公示する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	卸売業者の氏名	卸売業者の住所	許可取扱品目の部類	廃止年月日
地方卸売市場新宮青果市場	新宮市徐福二丁目1番17号	新宮青果市場株式会社	新宮市徐福二丁目1番17号	青果部	平成30.2.28

和歌山県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山阪南線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
和歌山市中字宇佐谷565番6地先から同市梅原字楠谷638番36地先まで	旧	11.20 ∩ 38.17	659.00	新奥橋 L=45.50
同上	新	9.10 ∩ 93.87	659.00	新奥橋 L=45.50

和歌山県告示第277号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山阪南線

供用開始の区間 和歌山市中字宇佐谷565番6地先から同市梅原字楠谷638番36地先まで

供用開始の期日 平成30年3月13日

和歌山県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市上芳養字輪玉5222番2地先から日高郡みなべ町清川字本ノ谷2654番25地先まで	旧	4.20 ） 24.36	1,461.70	面谷隧道 L=355.31
同上	新	4.20 ） 24.36	1,461.70	面谷隧道 L=355.31
同上	新	7.70 ） 49.92	966.55	面谷トンネル 本ノ谷橋 L=653.00 L=66.50

和歌山県告示第279号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市上芳養字輪玉5222番2地先から日高郡みなべ町清川字本ノ谷2654番25地先まで

供用開始の期日 平成30年3月17日 午後3時

和歌山県告示第280号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

猿坂谷(1-201-1-001)、坂ノ谷(1-201-1-002-1)、坂ノ谷(1-201-1-002-2)、坂ノ谷(1-201-1-002-3)、磯の浦北谷(1-201-1-132)、西ノ庄谷1(1-201-2-001)、日野谷3(1-201-2-077)、日野谷4(1-201-2-078)、寺野谷(1-201-2-079)、日野谷5(1-201-2-080)、磯の浦西谷(1-201-2-100)、西ノ庄谷2(1-201-3-001)、西庄(3)(I-3584)、八幡台小学校(I-3590)、西庄(5)(I-3631)、西庄(8)(I-30005)、西庄(9)(I-30006)、西庄(4)(II-2056)、西庄(6)(II-2054)、西庄(7)(II-2055)、西庄(10)(II-30027)、西庄(303)(III-1041)、西庄(304)(III-1042)、日野(1)(I-268)、日野(2)(I-269)、西脇(I-270)、磯の浦(I-2240)、磯の浦(2)(I-3407)、本脇(I-3408)、日野(4)(II-2032)、つつじが丘(II-2033)、磯の浦(6)(II-2049)、磯の浦(3)(II-2050)、磯の浦(4)(II-2051)、本脇(1)(II-2052)、本脇(2)(II-2053)、磯の浦(5)(II-2133)、本脇(301)(III-1030)、磯の浦(301)(III-1031)、日野(302)(III-1035)、つつじが丘3丁目(301)(III-1038)、つつじが丘3丁目(302)(III-1039)、日野(3)(I-30014)、磯の浦(7)(I-30015)、磯の浦(8)(II-30044)、磯の浦(9)(II-30045)、本脇(3)(I-30016)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

日野谷2(1-201-1-131)、日野谷1(1-201-2-076)、日野谷6(1-201-2-081)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第281号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

熊谷川左支溪(7-407-1-003)、谷の奥川(7-407-1-004)、和深001(7-407-1-005)、井ノ元(7-4

07-1-006)、和深川小左支(7-407-1-007)、丸ノ木谷(7-407-1-008)、和田谷(7-407-1-009)、和深川左支溪(7-407-1-010)、和深002(7-407-1-011)、和深003(7-407-2-007)、宮の平谷(7-407-2-008)、和深川左支溪(7-407-2-009)、岸の谷(7-407-2-011)、カンジャ谷(7-407-2-013)、和深004(7-407-1-012)、和深005(7-407-2-014)、高旗谷川(7-407-1-037)、二色002(7-407-1-038)、タルガ谷川(7-407-3-001)、鬮野川(101)(Ⅱ-70021)、小河口(1)(Ⅰ-1701)、和深(2)・和深(和田之谷)(Ⅰ-1702)、船波(Ⅰ-1703)、和深(3)(Ⅰ-1704)、安指(Ⅰ-1705)、安指(2)(Ⅰ-1706)、和深金崎(Ⅰ-1707)、和深(Ⅰ-1715)、和深(和田之谷)(Ⅰ-2342)、安指本川(Ⅰ-2350)、和深(5)(Ⅰ-4521)、和深(7)(Ⅰ-4523)、小河口(Ⅰ-4534)、和深(9)・和深小河口(Ⅰ-4535)、和深(201)(Ⅱ-7210)、和深(222)(Ⅱ-7211)、和深(202)(Ⅱ-7212)、和深(203)(Ⅱ-7213)、和深(204)(Ⅱ-7215)、和深(205)(Ⅱ-7216)、和深(206)(Ⅱ-7217)、和深(207)・和深小河口(Ⅱ-7219)、和深(208)(Ⅱ-7221)、和深(209)(Ⅱ-7222)、和深(210)(Ⅱ-7223)、和深(211)(Ⅱ-7224)、和深(212)(Ⅱ-7232)、和深(213)(Ⅱ-7233)、和深(214)(Ⅱ-7234)、和深(215)(Ⅱ-7297)、安指本川(Ⅱ-7316)、和深(217)(Ⅱ-7319)、和深(218)(Ⅱ-7572)、安指本川(Ⅱ-7573)、和深(220)(Ⅱ-7574)、和深(221)(Ⅱ-7575)、和深(303)・小河口(Ⅲ-4180)、和深(304)(Ⅲ-4192)、和深(306)(Ⅲ-4194)、和深(307)(Ⅲ-4195)、和深(308)(Ⅲ-4196)、和深(309)(Ⅲ-4197)、和深(106)(Ⅰ-70088)、和深(108)(Ⅰ-70090)、和深(110)(Ⅰ-70092)、和深(115)(Ⅰ-70097)、和深(122)(Ⅰ-70104)、和深(129)(Ⅰ-70111)、和深(101)(Ⅱ-70083)、和深(102)(Ⅱ-70084)、和深(103)(Ⅱ-70085)、和深(104)(Ⅱ-70086)、和深(105)(Ⅱ-70087)、和深(107)(Ⅱ-70089)、和深(109)(Ⅱ-70091)、和深(111)(Ⅱ-70093)、和深(112)(Ⅱ-70094)、和深(113)(Ⅱ-70095)、和深(114)(Ⅱ-70096)、和深(116)(Ⅱ-70098)、和深(117)(Ⅱ-70099)、和深(118)(Ⅱ-70100)、和深(119)(Ⅱ-70101)、和深(120)(Ⅱ-70102)、和深(121)(Ⅱ-70103)、和深(123)(Ⅱ-70105)、和深(124)(Ⅱ-70106)、和深(125)(Ⅱ-70107)、和深(126)(Ⅱ-70108)、和深(127)(Ⅱ-70109)、和深(128)(Ⅱ-70110)、和深(130)(Ⅱ-70112)、二色(Ⅰ-1737)、二色本郷(Ⅰ-1738)、向袋(Ⅰ-1739)、二色法雲寺(Ⅰ-2349)、二色(202)(Ⅱ-7269)、二色(203)(Ⅱ-7270)、二色(204)(Ⅱ-7271)、二色(205)(Ⅱ-7272)、二色(201)(Ⅱ-7273)、二色(211)(Ⅱ-7275)、二色(206)(Ⅱ-7276)、二色(209)(Ⅱ-7305)、二色(207)(Ⅱ-7565)、高富(310)(Ⅲ-4190)、二色(301)(Ⅲ-4217)、二色(101)(Ⅰ-70155)、二色(102)(Ⅰ-70156)、二色(103)(Ⅰ-70157)、二色(104)(Ⅰ-70158)、二色(105)(Ⅱ-70159)、二色(106)(Ⅱ-70160)、二色(107)(Ⅱ-70161)、サンゴ台(101)(Ⅰ-70162)、サンゴ台(102)(Ⅰ-70163)、サンゴ台(103)(Ⅰ-70164)、サンゴ台(104)(Ⅰ-70165)、サンゴ台(105)(Ⅰ-70166)、サンゴ台(106)(Ⅰ-70167)、サンゴ台(107)(Ⅰ-70168)、サンゴ台(108)(Ⅱ-70169)、和深(131)(Ⅱ-70172)、和深(132)(Ⅱ-70173)、和深(133)(Ⅱ-70174)、和深(134)(Ⅱ-70175)、和深(135)(Ⅱ-70176)、和深(136)(Ⅱ-70177)、和深(137)(Ⅱ-70178)、和深(138)(Ⅱ-70179)、和深(139)(Ⅰ-70180)、和深(140)(Ⅱ-70181)、和深(141)(Ⅱ-70182)、和深(142)(Ⅱ-70183)、和深(143)(Ⅱ-70184)、和深(144)(Ⅱ-70185)、和深(145)(Ⅱ-70186)、和深(146)(Ⅱ-70187)、和深(147)(Ⅱ-70188)、和深(148)(Ⅱ-70189)、和深(149)(Ⅱ-70190)、和深(150)(Ⅱ-70191)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串

本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

二色-001（7-407-2-039）、和深川左支溪（7-407-2-010）、二色003（7-407-1-039）、二色川左支溪（7-407-3-002）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第282号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

ア 二級建築士

平成30年7月1日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成30年7月22日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成30年9月9日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

平成30年10月14日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受験申込みの要件

郵送による受験申込みについては、次の（ア）又は（イ）に該当する者に限り行うことができる。

（ア）過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者のうち、試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

（イ）離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票

が添付されている者

イ 受験申込受付期間及び受験申込方法

(ア) 受験申込受付期間：平成30年4月2日（月）から同月16日（月）まで

(イ) 受験申込方法：次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込みの要件

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

イ 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成30年4月9日（月）から同月16日（月）まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

ウ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込みの要件

受験申込書の受付は、受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。

イ 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 一般社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成30年4月19日（木）から同月23日（月）までの午前10時から午後5時まで

(イ) 一般社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成30年4月19日（木）及び同月20日（金）の午前10時から午後5時まで

(ウ) 一般社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市元鍛冶町1-5-6 仮屋建築工房内

b 受付期間 平成30年4月19日（木）及び同月20日（金）の午前10時から午後5時まで

ウ 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成28年又は平成29年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成28年若しくは平成29年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成28年若しくは平成29年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成30年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付すること。

エ 受験票の交付

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、平成30年6月8日（金）（予定）に受験有資格者に発送する。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成30年12月6日（木）（予定）。

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成30年8月21日（火）（予定）に、木造建築士は同年9月4日（火）（予定）に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人和歌山県建築士会の事務所に掲示する。

6 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成30年6月6日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センターに対してその旨を申し出ること。